

別紙1

指定訪問リハビリテーション・指定予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業者が提供する指定訪問リハビリテーションの内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	国領整形外科トリハビリのクリニック
主たる事務所の所在地	〒182-0022 東京都調布市国領町4丁目9-4 九曜国領駅前ビル 1階
電話番号	042-444-7600
代表者職	院長
代表者氏名	清水 敬修

事業所の名称	国領整形外科トリハビリのクリニック 訪問リハビリテーション事業所
主たる事務所の所在地	〒182-0022 東京都調布市国領町4丁目9-4 九曜国領駅前ビル 1階
事業所の電話番号	042-444-7600
介護保険事業所番号	1314225629
指定年月日	令和4年7月1日

2 職員の概要

職種	人員数	勤務の体制
管理者(医師)	1名	常勤 1名
理学療法士	9名	常勤 5名 非常勤 4名
作業療法士	1名	常勤 1名

令和5年8月時点

3 サービスの提供時間

平日・土	9:00～18:00
日・祝日	休み
営業をしない日	ゴールデンウィーク、年末年始等法人の指定する日

4 指定訪問リハビリテーションの運営の方針

通院によるリハビリテーションのみでは、家庭内におけるADL(日常生活動作)の自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めたリハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合に訪問し、利用者、家族が生きがいを持って安心して安楽に生活できるようリハビリテーション支援を目指します。

5 利用料金

(1) 当事業者の指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの提供(介護保険適用部分)に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険法定自己負担額分(別紙2参照)です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

(2) 介護保険制度が改訂された場合の改定料金につきましては、本同意書をもってその内容に同意したことになります。(改定料金は書面の料金表をお渡しします。)

(3) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。

(4) その他の費用

指定訪問リハビリテーションを提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

(5) 料金の支払方法

利用者が当事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求書を手渡し、または郵送します。サービス契約時に記載していただいた口座振替依頼書を元に月の利用料金を27日に引き落とします。

(6) キャンセル料

利用者のご都合により当日の指定訪問リハビリテーションをキャンセルした場合には、下記の料金を頂きます。キャンセルする場合には、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日の2日前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用日の前日までにご連絡頂いた場合	基本料金の50%
ご利用日の当日までにご連絡が無かった場合	基本料金の100%

(8) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市区町村の窓口に提出して差額(介護保険適用部分)の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- ・この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業者の訪問リハビリテーション従事者が訪問リハビリ実施計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- ・利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書で申し出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書により利用者に通知します。

ウ 自動終了

次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護度が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が亡くなったとき

エ その他

- ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・利用者がサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

当事業者が利用者に提供するサービスは以下のとおりです。

内 容:リハビリテーション

介護指導、福祉機器助言、住宅改修助言、福祉サービス助言、その他

- ・サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明します。
- ・リハビリテーションを行うにあたっては、医師の文書による指示に従います。

8 訪問の職員

- ・職員は常に身分証明書(名札等)を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- ・利用者はいつでも指定訪問リハビリテーション従事者の変更を申し出ることができます。(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)
- ・当事業者は、指定訪問リハビリテーション従事者が退職する等正当な理由がある場合に限り、指定訪問リハビリテーション従事者を変更することができます。

9 緊急時の対応方法

指定訪問リハビリテーションの提供中に利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の主治医に連絡します。

10 苦情処理

利用者は、当事業者の指定訪問リハビリテーション又は指定予防リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、当事業者に苦情を申し立てたことにより、何ら差別待遇を受けません。この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

相談先	窓口	電話番号
東京都国保連合会	苦情相談窓口 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日を除く)	03-6238-0177

11 風水害発生時のサービス対応

風水害によるサービスの中止・開始時間の延期については下記が想定される時に検討を行います

中止・開始の遅延	
	サービス提供地域に大雨特別警報が発令中(予測される時)
	サービス提供地域の河川に氾濫危険情報が発令中(予測される時)
中止の判断	サービス提供地域に大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中(予測される時)
	上記以外でサービス提供場に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
	周辺地域の学校の休校等(職員の確保が困難)

	大規模停電により信号機が作動をしていない時
開始の遅延	サービス予定時間後の天候状況回復により、提供が可能と判断をされた時

利用者(家族)へのご連絡

- ・前日まで(事前予測が可能な場合)

前日までに明らかに翌日の営業の中止・開始時間の延期の可能性がある時は事業所より「電話」にてお知らせいたします(前日は可能性の事前の事前のご連絡であり、最終決定は当日の電話連絡となります)

- ・当日

風水害時の当日のサービスの中止・開始の延期については、サービス提供時間前に職員より直接電話を致します。